

目 次

第 1 中期計画の期間

第 2 教育研究等の質の向上に関する事項

- 1 教育等に関する目標を達成するための措置
 - (1)教育の成果等に関する目標を達成するための措置
 - ア 大学教育等
 - イ 学部教育
 - ウ 大学院教育
 - (2)教育の内容等に関する目標を達成するための措置
 - ア 入学者受入れ
 - イ 教育課程
 - ウ 教育方法
 - (3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
 - ア 教員組織
 - イ 教育環境等の充実
 - ウ 教育活動の評価
 - (4)学生への支援に関する目標を達成するための措置
 - ア 学習支援
 - イ 学生生活に対する支援
 - ウ 就業・継続的教育支援
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
 - (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
 - ア 目指すべき研究の方向・水準
 - イ 研究成果の地域への還元
 - (2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置
 - ア 研究実施体制等の整備
 - イ 研究環境・支援体制の整備
 - ウ 研究活動の評価
- 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置
 - ア 府民・地域社会との連携（多用な学習機会の提供）
 - イ 産学公連携
 - ウ 行政との連携等
 - エ 教育機関との連携
 - オ 医療を通じた地域貢献
- 4 医科大学附属病院に関する目標を達成するための措置
 - (1)臨床教育等の推進
 - (2)医療サービスの向上
 - (3)高度で安全な医療の推進
 - (4)地域医療への貢献
 - (5)政策医療の実施
 - (6)病院運営体制の強化と健全な経営の推進
- 5 国際交流に関する目標を達成するための措置

第3 業務運営の改善等に関する事項

- 1 運営体制に関する目標を達成するための措置
 - (1) 業務改善を図るための措置
 - (2) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
- 2 教育研究組織に関する目標を達成するための措置
- 3 人事管理に関する目標を達成するための措置
 - (1) 評価制度・システム等
 - (2) 効率的配置
 - (3) 雇用・勤務形態等
 - (4) 教職員の育成
- 4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 収入に関する目標を達成するための措置
 - (1) 学生納付金・病院使用料
 - (2) 外部研究資金等の積極的導入
- 2 経費に関する目標を達成するための措置
- 3 資産運用に関する目標を達成するための措置

第5 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
- 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

第6 その他運営に関する重要事項

- 1 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
- 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
- 3 社会的責任に関する目標を達成するための措置
 - (1) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置
 - (2) 法人倫理に関する目標を達成するための措置

第7 その他の記載事項

- 別紙 予算、収支計画及び資金計画
- 別紙 短期借入金の限度額
- 別紙 収容計画等

中 期 計 画

中期目標	中期計画
第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標期間 平成20年4月1日から平成26年3月31日まで 2 教育研究上の基本組織 別表に記載する大学、学部、大学院等を置く。 第2 教育研究等の質の向上に関する事項 1 教育等に関する目標 (1) 教育の成果等に関する目標 世界に通用する専門能力及技術力及び豊かな人間性を身につけ、幅広い教養に基礎づけられた総合的な判断力を持ち、文化の創造と社会形成の担い手となる有為な人材を育成する。 ア 大学教育等 (ア) 医科大学 生命及び人間の尊厳を基盤に、医学知識はもとより心技体に優れた医学研究者、臨床医及び看護師等を育成するとともに、幅広い視野で物事を捉え、京都府民の健康を守り地域医療・保健に貢献する医療人を輩出する。 (イ) 府立大学 広く人文・社会・自然の諸分野にわたる真理を探究し、教育を行うことによって、豊かな知性と教養、論理的思考力と高度な専門能力を備え、社会への責任感を持ち、京都府民の生活の向上に寄与し地域社会と国際社会の持続可能な発展に貢献できる人材を育成する。 (ウ) 3大学連携 京都工芸繊維大学との大学間連携については、3大学がいずれも地域の社会・産業に貢献してきた長い歴史と伝統を有することや学問分野の相互補完性、地理的な近接性等に鑑み、その特色ある教育・研究を活かしつつ相互の連携や共同化を図ることにより、教育・研究の充実を進め、地域貢献に寄与する。 イ 学部教育 (ア)医科大学 医学部 a 世界トップレベルの医学を京都府民の医療に結びつけられる、高い使命観・倫理観・幅広い教養・豊かな人間性を兼ね備えた医療従事者、医学研究者及び医学教育指導者を育成する。 b 地域保健・医療を理解し、貢献する人材を育成する。	第1 中期計画の期間 平成20年4月1日から平成26年3月31日まで 第2 教育研究等の質の向上に関する事項 1 教育等に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果等に関する目標を達成するための措置 既成の概念にとらわれず、幅広い視野や柔軟な発想を持ち、社会性と豊かな人間性を備えた人材を育成する。 複雑化・多様化する社会に対応できる総合的で専門性の高い教育・研究を展開する。 各年度の学生収容定員は、第7の5「収容定員」に記載のとおりとする。 ア 大学教育等 (ア) 医科大学 専門的職業人として高い使命観・倫理観・幅広い教養を兼ね備え、地域医療・保健の重要性を認識し地域に貢献できる医療人や、国際的視野で物事をとらえ、国際的研究をリードできる人材を育成する。 (イ) 府立大学 人文・社会・自然分野に係る個性的で高いレベルの専門教育を提供するとともに、分野にとらわれない幅広い教育や京都学など地域に根ざした教育等を推進し、地域から地球規模に至る様々な問題に自分の力で対処することのできる高度な知識と応用力を身につけた能力的・人格的に優れた人材を育成する。 (ウ) 3大学連携 医科大学、府立大学、京都工芸繊維大学の3大学が、ともに京都の地で発展してきた国立大学、公立大学として緊密な連携を図りながら、総合的観察力・判断力と豊かな人間性の涵養を目指した教育の共同実施、総合的な教育の実現を目指した単位互換制度の更なる推進、より強固な大学院連携の構築、積極的な研究協力の推進など、教育及び研究内容の充実を進めるとともに、大学の「知の価値」を活用した総合的な地域連携と地域貢献の展開を図る。 イ 学部教育 (ア) 医科大学 医学部 a 生命及び人間の尊厳を基盤に、全人的な医療のための豊かな人間性を培うとともに、医学や看護学の研究と医療技術の向上に常に取り組む課題探求能力とコミュニケーション能力を有し、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。 b 専門知識はもとより心技体に優れ、国際的視野で物事をとらえ、国際的研究をリードできる人材を育成する。 c 地域保健・医療の重要性を認識し、地域医療への使命感を持った医療人を育成する。

(イ) 府立大学 a 文学部 人間の文化的・社会的営為に関する人類の英知を継承して、幅広い教養と見識を育むとともに、京都の歴史・伝統・文化の総合的な教育研究や、京都を文化的側面から捉えた学科横断的な教育を特色として、ことば（言語）と文学・歴史と文化遺産にかかわる専門領域を深く探求することを通じて、豊かな人間性と総合的な視野を持ち、現代社会・地域社会が提起する文化的・地域的な諸課題を担い、また国際化する社会にも貢献し得る人材を育成する。 b 公共政策学部 生涯にわたる人間発達を多様に実現する社会（福祉社会）を、個人・NPO・地域コミュニティ・企業・行政などが協働して築くために、京都府の行政や関係団体との密接な連携のもと、より高い政策立案能力や問題発見・解決能力を持って公共に携わる人材、地域における福祉や人間形成の担い手となる人材を育成する。 c 生命環境学部 「生命」と「環境」を共通のテーマとして、京都府の農林業等の産業や地域社会の活性化に貢献するとともに、安全で安定した食の生産、食環境の向上、生命分子機能の応用、人間生活と住環境及び自然環境と情報環境の向上、森林との共生に第一線で携わることのできる人材を育成する。	(イ) 府立大学 a 文学部 (a) 学生の多様な知的関心、探究心に即して、ことば（言語）、文学、歴史と文化遺産にかかわる専門領域を体系的かつ段階的に学べるカリキュラムを整備する。 (b) 京都地域と文化を主題とする「京都文化学コース」を学部共通の副専攻として設けるなど、京都地域に根ざした特色ある教育を展開する。 (c) 現代社会・地域社会が抱える文化的な諸課題に対処できるよう、幅広く深い学識、高度な言語運用能力、洞察力、分析力、国際的視野を備えた人材を育成する。 b 公共政策学部 (a) 地域や社会における政策課題の発見と課題解決に向けた問題意識を醸成するために実習科目を充実する。 また、演習科目との連携も深め理論と実践のバランスのとれた人材を育成する。 (b) 国や京都府、府内市町村をはじめNPOや企業等、地域における多様な主体との協働から学ぶ機会を増やし、公務員や専門職など職業選択を念頭に置いた学習意欲の向上を図るとともに、大学院進学への意欲を高める取組を行う。 c 生命環境学部 「生命」と「環境」を共通のテーマとして広範な視野と論理的判断力を養うカリキュラムを整備するとともに、各学科の専門領域の体系的な教育を実施することにより、京都府域の産業への貢献はもとより国際的に活躍できる人材を育成する。また、大学院進学への意欲を高める取組を行う。 d 学部再編前の各学部・学科（平成20年4月再編） 再編前の学部・学科についても、学生在学の間、引き続きそれぞれの教育目標に沿った特色ある教育を行う。
ウ 大学院教育 各学部の教育目標を受けて、地域への視点を確保しつつ専門分野の一層の高度化を図る。	ウ 大学院教育
(ア) 医科大学 a 大学院重点化大学としての先端医学研究者並びに高度先進医療を推進する人材を育成する。 b ヘルスサイエンスにおける多様な学際的研究活動を推進し得る、次代を担う指導的人材を育成する。	(ア) 医科大学 a 医学研究科 (a) 医学研究の多様化、学際化に対応するため、自律的な課題探求能力を備え、個性的かつ卓越した人材を育成する。 (b) 博士課程においては、入学早期から研究マインドを涵養するシステムを導入し、高度先進医療を推進する医師及び先端医学研究を展開し得る医学研究者を育成する。 (c) 修士課程においては、医学以外の学問を学んできた背景を持つ学生に対し、医学の基礎的教育を体系的に提供し、個々の特性を活かした医学研究の学際的展開を図り得る研究者、技術者及び地域で活躍する「健康科学プロフェッショナル」を育成する。 b 保健看護研究科 (a) 京都府内をはじめ、国内外で保健・医療・福祉領域における健康福祉増進の指導的役割を担える、高度な保健看護実践能力を有した保健看護の専門職を育成する。 (b) 保健医療等の分野において、学際的展開を図り得る保健看護の研究者及び広域的な指導力を発揮できる高度な専門職業人を育成する。
(イ) 府立大学 人文・社会・自然の諸学術分野における理論及び応用を修得させ、世界水準の優れた研究者を育成するとともに、高度の専門性を持つ職業を担うための	(イ) 府立大学 a 文学研究科 国文学中国文学、英語英米文学、史学の各分野において、国際的な視野、優れた研究能力、豊かな学識を有する研究者及び専

深い学識及び卓越した能力を持ち、国際化する社会の中で指導的役割を果たし得る人材を育成する。

(2) 教育の内容等に関する目標

ア 入学者受入れ

(ア)大学及び大学院では、入学者受入方針（アドミッションポリシー）を明示し、府立の大学で学びたいという意欲あふれる多様な学生を幅広く受け入れるとともに、多様な入学者選抜方法を導入する。

(イ)社会人が学習しやすい環境の整備拡充を図るとともに、積極的な受入れを行う。

イ 教育課程

(ア)学部

a 医科大学

(a)教養教育

専門教育との連携にも配慮しながら必要な基礎的知識を習得させるための医学準備教育を重視した教育を行う。

(b)専門教育

基礎医学・社会医学、臨床医学、看護学の連携を重視したカリキュラムの編成・実施に向けて取り組む。

門的能力を有する高度な職業人を育成する。

b 公共政策学研究科

福祉社会を創造するため、広い視野からの問題発見・解決能力を持って、地域・自治体の政策立案及び管理運営に寄与し、地域の福祉と人びとの生涯発達に寄与し得る専門的能力を有する研究者及び高度な職業人を育成する。

c 生命環境科学研究科

農学、生命科学、食保健学、物質科学及び生活環境から自然生態系に至る環境科学を対象とした学際的かつ専門的な教育研究を通じて、高度な専門的能力を有する研究者及び社会における実践能力や指導力を有する高度な職業人を育成する。

d 大学院再編前の各研究科・専攻（平成20年4月再編）

再編前の研究科・専攻についても、学生在学の間、引き続きそれぞれの教育研究の目的に沿った幅広い視野と高度な専門性を併せ持つ研究者、専門的職業人を育成する。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア 入学者受入れ

(ア)学部(学科)及び研究科(専攻)ごとに教育理念・目標に応じた入学者受入方針（アドミッションポリシー）を明らかにして、ホームページ等により公表する。

(イ)多様で優秀な志願者の増加と学生の受入れを促進するため、一般選抜、特別選抜（推薦、AO）及び編入学制度を検証し、より適切な選抜制度を構築する。

(ウ)医科大学では、大学主催のオープンキャンパスの実施を検討するほか、面接試験のあり方を検討する等入学者選抜方法の改善や、卒業研究生制度を活用した学生の研究室訪問、入学試験実施時の個別カリキュラム相談等を実施する。

※卒業研究生制度：最終学年の卒業論文・研究の指導を連携大学で受けられる制度

(エ)府立大学では、各種メディア媒体やホームページを活用し大学の周知・PRを図るほか、毎年夏期に実施しているオープンキャンパスに加えて、秋期のキャンパスツアー、学内での進学相談会の開催等を新たに実施し、進学志望者への広報活動を一層強化する。

(オ)大学院における社会人の受入れを進めるため、受験資格の認定、選抜方法等の諸条件の整備を行う。

イ 教育課程

(ア)学部

a 医科大学

(a)教養教育

①医学科の教養教育については、幅広い教養を身につけるとともに、教養教育と専門教育の連携を重視し、医学・医療に対するモチベーションを高め、専門教育に必要な基礎的知識を習得させる医学準備教育としての側面を重視した教育を行う。

②看護学科の「基礎・教養科目」では、幅広い教養を身につけるとともに、看護学との連携を更に深め、看護職者に必要な科学的思考力、責任性、自律性、倫理性等を高めるための教育を行う。

(b)専門教育

①医学科

・モデル・コアカリキュラムを柱として、基礎医学、社会医学、臨床医学の連携を重視した、医科大学独自の医学教育統合カリキュラムの編成・実施に向けて取り組む。

※モデル・コアカリキュラム：全国の医学生が卒業までに履修すべき医学・医療に対する姿勢や、技能、知識等についてまとめたガイドライン

地域医療・チーム医療等について理解と関心を深めるための幅広い教育を推進する。 b 府立大学 (a)教養教育 全学的な教養教育体制を確立するとともに、学生が抱える教育的諸課題を踏まえた総合的な教養教育カリキュラムを作成し、重点項目を明示して、特色ある教育を実施する。 (b)専門教育 学部改革・再編の成果を踏まえ、各学部・学科の教育課題を明らかにし、重点的に取り組むべき教育内容を明示するとともに、その実施を図る。	・全国共用試験（C B T（コンピュータを用いた客観試験）・O S C E（客観的臨床能力試験））の円滑な実施のための体制を構築する。 ・附属病院及び京都府立医科大学教育指定病院（以下「教育指定病院」という。）において、クリニカルクラークシップを導入する。 ※クリニカルクラークシップ：診療参加型の臨床実習 ・他大学の学部学生の研究活動を支援するため、「卒業研究生制度」の効果的な利用方法について検討を進める。 ②看護学科 ・「専門基礎科目」では、看護学の基盤科目として、医学、保健学、福祉学等の基本的な理論や最新の専門知識の修得を重視した教育を行う。 ・「専門科目」では、看護実践能力育成のために、専門職としての系統的な学習を更に進められるカリキュラム編成を検討する。また、実習施設との連携を深める等、実習指導体制を充実する。 ③医学教育研究センターの活動を通じた各部署（学部教育担当及び卒後臨床研修・大学院・国際交流担当部署）の連携を図ることにより、学部教育と卒後教育の一貫した教育体制を構築する。 ④地域医療への理解と関心、使命感を持った医療人を育成するため、地域の医療機関において、地域医療実習を行う。 ⑤チーム医療について理解と関心を高めるため、教育指定病院において、医学科・看護学科合同実習を行う。 b 府立大学 (a)教養教育 ①学部再編効果を活かし、多様で特色ある教養教育カリキュラムの編成を進める。その重点項目は以下のとおり。 ・現代社会を理解するために必要な社会・文化・自然に関する基礎的知識を深め得る教育を実施する。 ・事象に対する客観的な観察と論理的思考、さらにその結果をまとめて発表できる能力を育成する教育を実施する。 ・地域社会に対する関心や問題意識を高め、地域に対する幅広い視野と理解能力とを育成する教育を実施する。 ・多文化社会に生きる市民にふさわしい外国語運用能力と異文化理解への視点を育成する教育を実施する。 ・社会生活を営むうえで必要な情報処理能力を身につけるとともに、自ら発展的に活用することのできる能力を育成する教育を実施する。 ・心と体の健康を保つ方法を身につけ、実践できる能力を育成する教育を実施する。 ②教養教育センターを中心とする全学的な教育体制を確立するとともに、新教養教育を構成する新入生ゼミナール、情報教育、外国語教育、健康教育、総合教育及び展開教育・主題研究の各分野において、組織的なF D（ファカルティ・ディベロップメント）を実施し、新教養教育を定着させる。 ※F D：大学教員の教育能力、資質の向上のための組織的な取組のこと (b)専門教育 ①学部再編効果を活かし、各学部の教育研究の特性に応じた、多様で特色ある専門教育を実施する。各学部の重点項目は以下のとおり。 ②文学部は、学科共通の課題として副専攻（京都文化学コース）を充実させる。 ・日本・中国文学科は、日本・中国双方の語学・文学について、地域に根ざしつつ、一つの分野に偏らない学際的な教育を推進する。 ・欧米言語文化学科は、高度な外国語運用能力を培い、欧米の
---	--

c 3 大学連携 京都工芸繊維大学とも連携し、3 大学の特性を活かした特色ある教養教育カリキュラムを作成し教育内容の充実を図る。 (イ) 大学院 a 医科大学 (a) 大学院重点化大学として、次代のヘルスサイエンス分野の研究・教育を担い得る人材を育成するため、各専門分野の深化を図るとともに、横断的・学際的カリキュラムを充実させる。 (b) 修士課程においては医学を軸にした学際的・融合的カリキュラムを豊富化する。	言語と文化の理解を深め、国際的視野を広げる教育を推進する。 ・歴史学科は、国際文化学科から継承した文化史部門及び新しく設置した文化遺産学コースの教育課程を充実する。 ③ 公共政策学部は、幅広い思考力、柔軟な発想力、複眼的思考をもつ学生を育てるための副専攻制の始動と定着を図る。 ・公共政策学科は、京都府や市町村、経済界、NPOなどと連携した実習機会を設け、地域に学び、地域に活かす生きた政策立案と政策運営の力を身につける教育を推進する。 ・福祉社会学科は、社会福祉士や精神保健福祉士の受験資格が得られる課程を充実させるとともに、地域の福祉や人々の生涯発達の担い手を育成する系統的な教育を推進する。 ④ 生命環境学部では、各学科で取り組む重点項目を以下のとおりとする。 ・生命分子化学科は、生命現象や生命環境を化学的に理解させ、その成果を各種産業に応用できるよう教育を行う。 ・農学生命科学科は、生物多様性を活かした持続可能な食料生産技術、生物機能の高度利用及びそれらの社会経済的側面も含めて総合的に教育を行う。 ・食保健学科は、食物と食生活を取り巻く問題を総合的にとらえ、望ましい食生活とライフスタイルのあり方を解明し、管理栄養士など食のプロフェッショナルとして活躍できるよう教育を行う。 ・環境・情報科学科は、人々を取り巻く自然環境、情報環境にわたる諸問題を理解し解決できる「視野の広い理系スペシャリスト」を育成するために、先端科学技術の基礎と応用の教育を行う。 ・環境デザイン学科は、専門分野に係る多様なカリキュラム構成により、建築業界での専門的な職務や、生活環境を取り巻く様々な社会ニーズに対応した教育を行う。 ・森林科学科は、地球環境の保全、資源生産、森林資源の有効利用を目的に、森林技術者として総合的な視野から森林を考えることができるよう、実習を重視しつつ、体系的な教育を行う。 c 3 大学連携 医科大学、府立大学、京都工芸繊維大学の3 大学が連携して、教養教育の共同化を実施する。そのため各大学の特長を活かした科目をはじめ幅広く教養科目を提供した共同カリキュラムの作成や新たな授業科目の導入を行うとともに、共通の場所で合同授業等を行えるようにするなど、学生が受講しやすくするための条件整備を進める。 (イ) 大学院 a 医科大学 (a) 医学研究科 ① 博士課程においては、それぞれの大学院生の特性に合わせたきめ細かい研究指導を行い、自由度の高い履修メニューを提供するとともに、地域医療への貢献や専門医養成をふまえた、多様な履修モデルを設置する。 ② 修士課程においては、体系的な医学教育、安全管理や疾病予防の方策を学ぶことを基本に、学際的研究、先端領域の学問等、大学院生のニーズに対応できるカリキュラムを構築する。 (b) 保健看護研究科 ① 健康科学や地域健康活動など保健看護の基本的な理論や考え方を理解する科目をコア科目として配置する。 ② 人々の健康の「維持、増進、回復」に焦点をあて、従来の保健学に健康科学及び看護学等を融合させた新しい概念で学際的にアプローチを行う。また、CNS（専門看護師）コース設置に対応でき得るより専門的な能力を向上させられるような科目構成
---	---

優れた研究者及び高度専門職業人の育成を可能にするため、各専攻分野の内容の高度化、先端化、学際化及び国際化等に対応できるようカリキュラムの充実を図る。

※専門看護師：認定試験に合格し、がんや感染症など特定の分野において卓越した能力を認められた看護師

各研究科・専攻分野の高度化、先端化、学際化及び国際化等に対応できるようカリキュラムを発展させるとともに、京都や地域の視点を重視した取組を行う。各研究科の重点課題は以下のとおり。

①国文学中国文学専攻は、日本語学、日本文学、中国文学の三分野にわたって、ほぼ全ての時代における研究対象について高度に専門的な研究を深めるとともに、日本文化の粋を集める京都に立地するという利点を活かしながら、学際的な視野に立つて三分野に関わる多様な問題に対処できるよう教育を行う。

②英語英米文学専攻は、英文学、英語学、アメリカ文学の三分野にわたって、古典から現代まで幅広い対象について研究を深めるとともに、英語による言語文化を多面的に捉える目を養い、国際文化都市京都にあって国際的視野と優れた研究能力、高度な英語運用能力が身につけられるよう教育を行う。

③史学専攻は、日本、東洋、西洋の歴史・文化について、古代から近現代まで地域横断的・学際的な視点から研究を深めるとともに、歴史遺産の宝庫である京都に立地するという利点を活かして、文化遺産について考古学、地理学、歴史情報学等の基礎の上に、新たな歴史研究が構築できるよう教育を行う。

①公共政策学専攻は、行政機関や民間諸組織などで広い視野からの問題解決能力を持って地域や自治体の社会システムをプロデュースする改革を企画立案し、そのシステムを管理運営する高い能力を持った専門的職業人や研究者が育成できるよう、京都府やNPOなど多様な主体と協働しつつ、学際的かつ総合的な教育を行う。

②福祉社会学専攻は、住民の多様な福祉ニーズに柔軟に対応でき、福祉に関する高度な専門的知識や技術を持って、地域福祉活動を創造・指導・援助し、人々の生涯発達に寄与できる専門的職業人や研究者が育成できるよう専門的な教育を行う。

①応用生命科学専攻は、人類が直面している生命科学の課題を、食科学、食料生産科学、バイオテクノロジー、生命物質科学等の広範な科学領域の知識と技術を駆使して研究し、人類福祉の向上と地球環境の保全、地域産業活性化等のための新技術の開発を進め、学生がこれらの分野でエキスパートとして指導的役割を担えるよう教育するとともに、プロジェクト科目を設ける。

②環境科学専攻では、身近な生活環境から自然の生態系まで有機的につながった系としての環境を保全し、持続的な社会の発展に寄与するために、京都の特性を活かしながら、森林、山地防災、木材資源、ランドスケープ、都市計画、建築、住居、デザイン、室内環境、情報科学、数理科学などの専門分野から、人間を取り巻く多様な環境要素及び人間と環境の様々な相互関係を探求できる高度な専門知識、広い視野と応用力を身につけた人材を育成する。

健康長寿社会における多様な課題に対応するため、3大学連携を基盤に京都薬科大学とも連携してヘルスサイエンス系の共同大学院の設置を目指す。

a 学問領域・専門分野や授業科目等の特性に応じた有効な授業形態・学習方法等の改善を進めるとともに、免許・資格等の取得を含め専門的能力の向上を図る。

a すべての授業科目において、教育目標、授業形態、指導方法、成績評価基準を明示するとともに、学生に理解しやすく履修意欲をわかせるように創意工夫したシラバスを作成する。

※シラバス：授業の内容・学習方法等について記した授業計画書

b 授業の到達目標と成績評価基準を明示し、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な単位認定、進級・卒業判定を行う。 c 3大学連携による合同授業等の実施など単位互換等を活用した効果的で多様な教育機会を確保する。 (イ)大学院 a 授業形態、研究指導の改善を図り、きめ細かな教育研究指導を行うとともに、組織的な指導協力体制を確立する。	b 学科ごとのガイダンスを実施し、履修に必要な予備知識の範囲、授業内容と達成目標、成績評価基準など、授業履修のための情報提供を拡充する。 c 大学教育改革支援プログラム(GP)への応募を積極的に進め、採択を目指す。 d 学生の勉学意欲を育てるため、地域性、実践性、学際性を重視した授業科目を設定し、教養教育と専門教育の連携を図るとともに、専門分野の高度化に対応するため、学部と大学院の連携教育プログラムを構築する。 e 対話・討論を重視する少人数授業科目、及び実験・演習科目を充実することにより、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を育成する。 f 医科大学 (a)医学科では、医師としての知識や技術のみならず、信頼される医療、安全性への配慮などを含む、課題探求、問題解決能力の育成を目的として、教養教育、基礎医学、臨床医学の連携を重視した独自の医学教育統合カリキュラムを編成、実施する。 (b)医学科では、医学専門教育への円滑な移行のための医学準備教育の充実、補講等の方法により学力を定着化させる。 (c)医師、看護師、保健師、助産師国家試験の新卒受験者全員の合格を目指す。 g 府立大学 (a)教員免許や諸資格の取得を希望する学生・院生への指導・支援を行う。また、教育職員養成課程の運営・推進を担う「教職センター(仮称)」及び教職志望の学生に対する相談・助言を行う「教職相談室(仮称)」の設置を検討する。 (b)生命環境学部附属農場では、農場実習の充実を図るとともに、食保健学科の学生など、農学系以外の学生実習を受け入れる。 (c)生命環境学部附属演習林では、森林科学基礎実習、森林科学総合実習等の受入れ環境の充実を図るとともに、全学的な環境教育を視野に入れて、森林資源の循環系を実地に学ぶことができるシステムを構築する。 (d)新卒者等の免許・資格等の取得については、受験者全員の合格を目指し、特別講座の実施など学生の専門能力の向上に向けた支援を強化する。 h 適切な単位認定、進級・卒業判定を行うために、シラバスに授業の到達目標と成績評価基準を明示する。 i 成績評価については、厳正かつ公正な評価のため、教員が共通認識を持ち、適正に行う。 j 成績優秀者を表彰することによって、学習意欲を高める。 k 大学連携による合同授業・単位互換制度を拡充し、多様な教育機会を提供する。 l 連携する各大学の特色ある科目を相互に提供する単位互換制度を充実するとともに、共同カリキュラムを実施する。 (イ)大学院 a 大学院の教務事務の見直しと履修・成績データのシステム化を進め、履修登録・成績処理等の円滑な処理を図るとともに、効果的な履修指導に資する。 b 学外研究指導教員の支援を受けるなど、異分野複数教員による授業科目を導入する。 c 教育研究における大学院生の役割を重視し、研究プロジェクトの重要なメンバーに位置づけるとともに、学会や研究会への参加を促し、さらに、TA(ティーチングアシスタント)として活用することにより、指導能力を向上させる。
---	---

b 研究活動及び専門能力の評価体制を整備し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を行う。 c 関係行政機関や地域の組織・産業等との連携を進め、大学での教育研究と現場との融合を図ることにより、教育方法の高度化を推進する。 (3) 教育の実施体制等に関する目標 ア 教員組織 行政や民間機関等も含めて、幅広く教育研究、運営能力に優れた人間性豊かな教職員を確保するとともに、柔軟かつ多彩な人員配置を行い組織の活性化を図る。 イ 教育環境等の充実 (ア)既存の施設・設備を有効に活用するとともに、老朽化施設・設備の整備など、教育施設・設備の充実を図る。 (イ)学術情報収集機能を拡充するため、附属図書館等の機能充実・整備を図る。	※ TA：優秀な大学院生が、教育的配慮の下、学部学生などに対する助言や、実習、演習などの教育補助業務を行うこと d 外国語による授業の導入や海外での単位互換化など、教育研究の国際化のための計画を策定する。 e 医科大学における主科目と副科目の指導教員の役割分担を明確化するなど、複数教員による効果的で特色ある指導協力体制を確立する。 f 医科大学においては、基礎医学から臨床医学までのコアをなす専門教育科目の履修を行わせ、その後、それぞれの素養と関心に応じた選択が可能となるようきめ細かい履修指導を行う。 g 履修ガイダンスを実施することにより、受講に必要な予備知識の範囲、講義内容と達成目標、成績評価基準など、授業履修のための情報提供を拡充する。 h 医科大学においては、学術集談会の運用の改善を図るとともに、学位論文審査基準をより透明で分かりやすいものにし、厳正かつ客観的な学位論文審査システムを構築する。 i 企業、行政、試験研究機関、NPOなどにおけるインターンシップの導入など、座学と実習の有機統合の方策を検討するとともに早期の実現を目指す。 ※ インターンシップ：学生が在学中に、企業等において、自らの専攻や将来に関連した就業体験を行うこと j 学外の研究者、有識者などを客員教員や特任教員に積極的に活用する。 (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ア 教員組織 (ア)教員の多様性を確保するために、客員教員や特任教員などの制度を活用して、外国人教員も含めて、学界・産業界・行政からの有識者を教員として招へいする。 (イ)大学の教育目標を踏まえ、質の高い教育を実施するため、適切な教職員配置を行う。 (ウ)医科大学では、教員の教育活動を支援するとともに、地域医療に関する教育に資するため、医学科における臨床教授制度や、看護学科における臨地実習教員制度（仮称）を活用する。 (エ)府立大学では、学部再編を踏まえて、教育の課題・実施状況を検証し、教員組織と事務組織の適切な協力体制を構築するとともに、各学部・研究科の教育特性に応じて、非常勤講師の選任基準を明確化する。 イ 教育環境等の充実 (ア)既存教育施設の点検を行い、狭隘化の解消など教育環境の一層の条件整備と、耐震対応の急がれる老朽化施設の整備が進められるよう、京都府の理解を得ながら計画的に取り組む。 (イ)教養教育・学部専門教育・大学院教育の教育課程の充実に伴って、必要となる教育設備の整備・拡充を計画的に進める。 (ウ)学生の自学自習スペース、教職員と学生の交流・対話ができるパブリックスペース等の確保・整備の計画を立てる。 (エ)医科大学において少人数教育、臨床実習、学生の自主的学習が円滑に実施できるよう、スキルスラボ等を整備する。 ※スキルスラボ：診療技術向上のためのトレーニングに学生が利用できる施設 (オ)医学研究科大学院生が、中央研究室を積極的に活用することができるよう、中央研究室の活性化及び人材育成を図る。 (カ)図書館の資料・情報を充実し、教養教育、専門教育及び研究にふさわしい蔵書の構築、電子ジャーナルの拡充を進めるとともに、利用者のニーズに的確に対応できる運用体制を整備する。 (キ)図書館の夜間開館時間の延長など、利用時間の拡大を進めるとともに、専門的なレファレンスサービスを充実する。また、図書
---	---

(ウ)教養教育の充実を推進し、3大学連携による教養教育の共同化を進めるため、総合的な教育研究交流機能を有する施設を整備する。 ウ 教育活動の評価 (ア)大学の社会的使命を踏まえ大学教育の質の向上に積極的に取り組む体制を整備する。 (イ)教員の自己評価や学生による授業評価など、教員の教育能力向上に資する活動に積極的に取り組み、教育方法の改善を図る。 (4) 学生への支援に関する目標 ア 学習支援 学生の学習意欲を高めるとともに、自主的な学習を支える制度・環境整備を行う。 イ 学生生活に対する支援 (ア)学生が安心・安全、かつ快適で充実した学生生活が送れるよう学内環境を整備・強化するとともに、留学生に対する支援の充実を図る。 (イ)就学困難な学生に対する個別指導の充実や、授業料の減免をはじめとした学生の経済負担の軽減など学生支援を行う。 ウ 就職・継続的教育支援 (ア)きめ細かな就職指導や情報収集・提供機能の強化など、学生ニーズに対応した就職活動支援体制	館の利用向上のために図書館利用ガイダンスを充実する。 ※レファレンスサービス：図書館利用者に対して、研究や調査に必要な資料等の情報等を提供するサービス (ク)他大学図書館との連携も含め、法人化を踏まえた新しい大学の目標にふさわしい図書館のあり方を検討する。 (ケ)医科大学においては、高度情報化時代に対応する教育、研究及び地域貢献活動を支援するため、「総合情報センター」の設置を検討する。 (コ)京都工芸繊維大学、医科大学及び府立大学による教養教育の共同化等を進めるため、医科大学花園学舎の移転を含め、下鴨地域に総合的な教育研究交流機能を有する施設等の整備が進められるよう条件整備に取り組む。 (サ)下鴨地域に両大学の学生が共同でクラブ活動をできる環境を整える。 ウ 教育活動の評価 (ア)学生による授業評価を実施し、評価結果とともに履修者の規模や配当回生などを考慮した多面的な分析データを担当教員にフィードバックする。 (イ)学部・大学院において組織的なFD活動を実施し、その評価に基づき、FD活動の充実を図るとともに、教育改善活動を支援する組織の設置を検討する。 (ウ)医科大学においては、医学教育ワークショップ及び看護学教育ワークショップを開催し、教育の活性化と質の向上を図る。 (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 ア 学習支援 (ア)クラス担任制度やオフィスアワー制度の実施など、授業に関する質問や履修相談へのきめ細かな対応を行う。 ※オフィスアワー制度：授業内容等に関する学生の質問等に応じるための時間を教員があらかじめ設定する制度 (イ)医科大学では、大学院保健看護研究科において社会人に配慮した柔軟なカリキュラムを編成する。 (ウ)府立大学では、授業時の学習支援のため、TAの積極的活用とそのための制度充実を進めるとともに、携帯電話対応も視野に入れたインターネット学務情報システムを充実する。 イ 学生生活に対する支援 (ア)学生の生活実態を把握するために、学生生活実態調査を継続的に実施する。 (イ)学生の心身の健康相談を充実するため、健康相談・学生相談・ハラスメント相談等の相談体制の強化を目指すとともに、カウンセリングに関する研修などを通じて教員の日常的な相談体制をバックアップする。 (ウ)学生の課外活動やボランティア活動等の自主的活動に対する支援を進める。 (エ)障害のある学生には、障害の程度に応じて、きめ細かく対応するとともに、バリアフリー化を進める。 (オ)留学生交流事業を充実させるとともに、留学生に対するチューター制度を導入するなど支援を充実する。 (カ)経済的に修学が困難な学生に対し、授業料等の減免措置を講じる。 (キ)日本学生支援機構、その他団体等の奨学金制度を積極的に情報提供するなど、幅広い支援を行う。 ウ 就職・継続的教育支援 (ア)学科ごとに就職担当教員を配置するとともに、キャリアカウンセラーによる就職相談を充実させる。
--	---

を一層強化する。 (イ)医科大学では、附属病院や連携を進める関係病院等において、卒後教育・研究の支援を行う。 2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 ア 目指すべき研究の方向・水準 (ア)目指すべき研究水準・目標 a 基盤的研究や学際研究における高い水準の研究活動を推進するとともに、その成果の実践的研究(臨床研究)や地域を対象とした研究への総合的展開を進め、教育や地域貢献に反映する。 b 学界において高い水準の研究を展開するとともに、学外有識者の意見・評価を積極的に聴取し、研究の水準・成果の検証を行う。 (イ)研究内容等 大学として取り組むべき基盤的研究とともに、大学の特性を活かした研究領域を定め、重点的・戦略的な研究を推進する。また、地域社会の要請等	(イ)求人情報や就職活動の手引き等、大学独自の情報を提供するとともに、就職講座、企業研究セミナー、面接対策講座、公務員試験対策講座等を開催するなど、学生の就職活動への動機付け及び就職スキルの向上を図る。 (ウ)インターンシップ活動への支援を充実する。 (エ)医科大学では卒業生のワーク・ライフ・バランスへの支援として、職場定着や再就職、更にキャリア開発のための支援体制を検討する。 (オ)医学教育研究センターを中心に、卒前教育を所管する医学教育推進室、卒後教育を所管する卒後臨床研修センターと大学院教育委員会が連携し、卒前卒後の一貫した教育を推進する。 (カ)関係病院との連携を密にするとともに、卒後研修プログラムを充実し、また、卒後臨床研修終了後の道筋を提示できる体制の構築に向けて検討を行う。 2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ア 目指すべき研究の方向・水準 (ア)目指すべき研究水準・目標 a 各学部・研究科において重点的研究目標を設定し公表するとともに、その成果を国内外に発信する。 (a)医科大学 ①医学部・医学研究科・保健看護研究科 「世界トップレベルの医学を地域の医療へ」の理念の下、高度先進医療及び先端医学研究を推進するとともに、基礎研究、臨床研究、保健看護研究等を通じて、地域医療や地域社会における健康の維持増進に貢献する。 (b)府立大学 ①文学部・文学研究科 - 文学部、文学研究科では「京都」「みやこ」などを対象とする比較文化的研究を推進する。 - 各分野において、基礎的研究の推進と高度化を図るとともに、日中双方を視野に入れた研究や、映画・メディア分野などの学際的研究、宗教遺産学の構築等を推進する。 ②公共政策学部・公共政策学研究科 「福祉社会を目指して公共政策を拓く」をキーワードとする共同研究体制を構築し、その研究成果を発信する。福祉社会研究会の活動を活発化し、福祉社会フォーラムを質量ともに充実させながら学内外へ情報発信を行い、「福祉社会研究」の継続的発刊を図るとともに、公共政策に関する地域共同研究や学内外に開かれた研究会の開催、研究成果の発信などを行う。 ③生命環境学部・生命環境科学研究科 - 社会ニーズを鑑みて、生命と環境をテーマとした学際的・先端的研究を展開するとともに、各専門研究領域の成果を踏まえて、政策提言や国際貢献に資する。 - 国際的な学会、会議・シンポジウム、研究プロジェクトへ積極的に参画することにより研究水準を高めるとともに、研究成果のとりまとめを計画的に行い、修士、博士論文の成果は原則として学会誌投稿論文としてとりまとめる。 b 各教員は科学研究費を含む外部資金申請を年1件以上行う。 c 各教員は、各年度に行った研究の成果を研究発表又は論文発表等により公表し、学外有識者の意見・評価を積極的に聴取し、研究の水準・成果の検証を行う。 (イ)研究内容等 a 大学連携を推進し、異分野融合・学際領域の拡大を目指した研究を推進するとともに、ヘルスサイエンス分野の研究や医工連携、バイオ連携、生命・環境連携等の分野において、複眼的かつ統合
--	--

に対応するため、組織の枠組みを超えた先端的・学際的研究を推進し、地域における「知の拠点」にふさわしい研究力を向上させる。

イ 研究成果の地域への還元

(ア)府市町村が抱える行政課題や地域課題に具体的に
対応できる研究体制を構築するとともに、政策
提言などシンクタンク機能の強化を図る。

(イ)研究成果の開示と積極的な国内外への発信により、文化・福祉・医療・科学・産業の発展に寄与するとともに、新産業の創出等に貢献する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

ア 研究実施体制等の整備

(ア)学内の既存の研究領域の枠を超えた横断的・学際的な研究分野の開拓を行い、さらに3大学連携をはじめとして、国内外の他大学・試験研究機関・行政機関等との連携、民間企業との研究交流の推進や、外部の優秀な人材の受入れ等ができる柔軟な研究体制の構築を推進する。

(イ)基盤的な研究の確保を図るとともに、重点課題や地域課題、若手研究者育成等に資源の戦略的配分を行うなど機動的な運営を行う。

イ 研究環境・支援体制の整備

(ア)先端・学際研究など研究の高度化に対応した機能強化と研究支援体制の整備を図るとともに、共同研究を推進し学内外の研究施設等の有効活用を進め、研究環境の総合的な向上を図る。

的視点からのプロジェクト研究の推進と、COE等の競争的研究資金の獲得を目指す。

- b 附属小児疾患研究施設において、高度かつ専門的な治療を要する小児疾患に関する教育、研究及び診療に当たる。
- c 附属脳・血管系老化研究センターにおいて、老化のメカニズムの基礎的解明に取り組むとともに、脳神経系疾患の予防、診断、治療に関する開発研究を行う。
- d がん制圧センターにおいて、講座横断的な研究を推進し、先進的かつ独創的ながんに関する研究を行う。
- e 医大研究開発センターにおいて、国際的な先端的の研究を推進するため、医科大学にふさわしい特徴的な研究テーマ等を企画するとともに、講座横断的な研究ユニットを組織化する。
- f 府立大学地域貢献型特別研究（府大ACTR）をはじめとする戦略的研究の拡充や、学内外の提案公募型の研究支援システムの活用を図るとともに、府立総合資料館、府立植物園及び府関係試験研究機関等と連携し、地域の課題に対応した研究成果を生み出す。

イ 研究成果の地域への還元

(ア)地域を対象とした研究及び地域の産業界や行政・関係試験研究機関等との共同研究を推進し、地域医療や地域の文化・観光・福祉・環境・産業など地域課題に対応するとともに、公開講座や学術講演会、フォーラム、シンポジウムを開催するなど、研究成果の積極的な発信を通じて、地域の文化・産業の振興を図る。

(イ)医療・看護を含むヘルスサイエンスに関する社会人向け公開講座を定期的に開催するとともに、キャリア開発に関する総合的な拠点の整備を検討する。

(ウ)研究成果の実用化により、医療の質のイノベーション及び医療環境の向上に資するとともに、府民等の健康増進に寄与する。

(エ)教員の研究業績や研究内容のデータベース化を図り、ホームページで広く公表するなど、教育研究活動について広く社会へ向けて情報発信する。

(オ)著書・論文の執筆、学会での発表、特許等を通じて、研究活動の成果を広く社会に還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 研究実施体制等の整備

(ア)プロジェクト研究員制度や特任教員、客員教員及び共同研究員制度を活用して、研究領域の垣根を越えた融合的共同研究の展開や、学外の研究者との共同研究等を推進する。

(イ)3大学連携事業を通じて、研究者間交流を推進するとともに、他大学、他研究機関等との連携・交流を促進することにより、異分野融合・学際領域の拡大を目指す。また、そのために施設・設備等の共同利用を容易にする体制を整備する。

(ウ)外部資金の積極的確保等により、大学の重点分野や地域貢献分野、若手研究分野等に対する学内公募等による研究費の配分枠を充実させる。

(エ)寄附講座の活用、共同研究制度の拡充等により研究者層を充実する。

イ 研究環境・支援体制の整備

(ア)学問領域の変化や研究内容の高度化等に対応した研究環境の整備を図るため、京都府の協力を得て、老朽化・狭隘化した施設・設備や産学公の連携を進めるためのインキュベーションラボ等の計画的な整備を進めるとともに、競争的資金間接経費の戦略的活用によって、日常的な全学的研究環境を向上させる。

※インキュベーションラボ：企業支援のための研究室

※競争的資金間接経費：科学研究費等の競争的資金を受けた研究者が所属する大学等のための経費。研究活動の支援、研究環境の整備等が目的

(イ)知的財産の創出、取得、管理についての方針を定め、具体化する。 ウ 研究活動の評価 (ア)目指すべき研究水準の実現に関する研究成果や業績などについて、客観的に評価できるよう体制を整備する。 (イ)研究者がより意欲的に取り組めるよう、評価結果を研究の質の向上につなげる体制を構築する。 3 地域貢献に関する目標 (1)府民の健康と福祉の向上、京都の文化と産業の個性的発展に貢献する府立の大学として、幅広い地域貢献に積極的に取り組む。 (2)両大学の知的資源を総合的に活用するために、地域と大学を結ぶ新たな共同窓口を設置し、地域連携・地域貢献を推進する。 ア 府民・地域社会との連携（多様な学習機会の提供） (ア)京都の特色を活かした講座など生涯教育の充実を図ることにより、地域社会や府民の要請に対応した社会人教育を一層推進する。 (イ)大学の施設を積極的に地域に開放し、地域との交流及び地域貢献を行う。 イ 産学公連携 企業・行政機関等との連携・協力を積極的に推進することにより、両大学における研究を活性化し、あわせて「知」の産業化、地域における新産業創出に貢献する。	(イ)全学的な研究の推進及び科学研究費等補助金など外部資金獲得のための支援体制を確立するとともに、そのための適切な人員配置を行う。 (ウ)海外研修や国内長期研修など研究水準向上のための取組を検討する。 (エ)医科大学においては、学内共同研究を推進するため、附属脳・血管系老化研究センタープロジェクト研究及びテーマ研究の制度を活用するほか、中央研究室を多面的かつ効率的に活用し学内外の研究者による共同研究プロジェクト制度を導入する。 (オ)知的財産に関する基本方針を明確にし、両大学発の知的財産の創出を促進するとともに積極活用への道を拓く。 (カ)知的財産に対する教職員の意識啓発を行うとともに、知的財産を評価・管理・活用する体制を整備する。 ウ 研究活動の評価 (ア)研究の質の向上と研究費の効率的、効果的な活用を図るため評価基準を作成するとともに、ピアレビューによる客観的な評価システムを構築する。 ※ピアレビュー：評価対象について専門的・技術的な共通の知識を有する専門家によって行われる評価 (イ)査読のある学術誌への掲載論文数、外部からの研究資金獲得件数等の研究業績に関するデータベースを整備する。 (ウ)学内横断的研究費の配分に学部の特徴を踏まえた研究実績の考慮など、研究者のモチベーションを高め、研究費の有効活用と研究の活性化を図る。 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置 医科大学の産学公連携戦略本部、府立大学の地域連携センターを中心に各大学の地域連携及び産学公連携を推進するとともに、これらを統括した総合的地域連携機関として、共同の窓口を設置する。 科学研究費補助金、府立大学ACTR、その他の共同研究の成果を還元する<u>公開シンポジウム・講演会等を、各学部年1回以上実施する。</u> ア 府民・地域社会との連携（多様な学習機会の提供） (ア)京都府北部地域に連携拠点を設け、学生の学外演習（アウトキャンパス授業）や、サテライト講座・遠隔授業等、多様な形態による生涯学習を充実させる。 (イ)職業能力開発・向上に資する、社会人再教育プログラムを開設する等、社会人の教育機会を拡大する。 (ウ)府や市町村など関係行政機関と連携しながら、京都の特色を活かした講座等を開催し、生涯学習に対する地域や府民の多様なニーズに応える。 (エ)<u>公開講座等に満足する受講者を90%以上とする。</u> (オ)附属図書館、附属農場及び附属演習林等の一般開放をさらに進める。 (カ)図書館の一層の電子化の促進により、府民の閲覧開架資料へのアクセスを容易にし、サービス向上に資する。 (キ)施設開放（府民利用）サービス提供のために、webでの利用申込みなどのシステムを整備する。 イ 産学公連携 (ア)学内シーズを積極的に活用して共同研究・受託研究を拡充させるなど、産業界等との連携をさらに進め、府内産業の振興や大学発ベンチャーなどを推進する。 (イ)連携のための総合窓口を設置するとともに、産学公連携フォーラムの開催や産学交流フェア等への参加、ホームページを利用した
---	--

ウ 行政等との連携 (ア)地域課題や行政課題等の研究・提案機能を強化し、府や市町村等への提言機能の充実を図るとともに、行政職員の育成に貢献する。 (イ)府市町村や試験研究機関等との連携を強め、地域振興・教育・保健・福祉・医療などの事業の推進に貢献する。 (ウ)地域力再生を目指す内発的な取組に貢献するとともに、地域課題の解決に取り組む住民との連携・協働の推進を図る。 エ 教育機関との連携 (ア)3大学連携など地域の大学との連携を推進し、地域貢献機能の強化を図る。 (イ)高大連携など地域の教育機関との事業連携を一層推進する。 オ 医療を通じた地域貢献 (ア)教育研究の充実と地域への還元、病病連携・病診連携の強化、医師確保困難地域への医師派遣など、地域医療を支える拠点として多面的な地域貢献を行い、京都府における医療水準の向上に資する。 (イ)京都府と協力して医療センターの拡充・強化や総合的な地域医療ネットワークの構築等により、適正な府内の医師確保に貢献する。	研究成果の発信など、大学の知的資源の公開を推進する。 <u>(ウ)産業界等からの共同研究・受託研究等の件数を、中期目標期間中に10%以上増加させる。</u> ウ 行政等との連携 (ア)教育・研究に係る能力を活かした行政への協力や協働、行政からの受託研究の展開、大学と行政の人事交流、行政職員・職業人の能力向上のための短期研修プログラム、大学院への新たなコース設定、公共政策に係る教育などを積極的に実施する。 (イ)府市町村や農林関係機関をはじめとした試験研究機関、保健医療機関、NPO等との連携・協働を推進し、府内の地域課題や行政課題等の解決に積極的に貢献する。 (ウ)府立大学では、フィールドワークなどを通じて、市町村、住民との協働の取組を進め、地域の活性化や地域力再生に貢献するとともに、<u>包括協定締結市町村数を5以上とする。</u> (エ)シンクタンク機能の強化と行政職員等の能力向上を図るため、「公共政策研究センター（仮称）」の設立に向けた検討を行う。 エ 教育機関との連携 (ア)3大学連携を推進するとともに、異分野融合・学際領域の拡大を目指した他大学との積極的な研究協力を推進する。 (イ)単位互換制度など、大学コンソーシアム京都の実施する各種事業に参加することにより、加盟大学との交流・連携を図る。 (ウ)生命環境学部附属農場及び附属演習林では、他大学などの教育研究機関に広く開放し、利用を推進する。 (エ)食育、環境教育、科学リテラシー教育、情報リテラシー教育、福祉ボランティア活動など新しい教育課題への取組を通じて、小中高における教育活動への支援・相談活動に取り組む。 (オ)高等学校における新しいカリキュラム開発への支援などを通じて、高大連携事業を拡充する。 オ 医療を通じた地域貢献 (ア)府民の命を守る大学として、学生はもとより、地域医療機関等から受け入れた医師、看護師、コメディカルなどを高度な医学教育により優秀な医療人として育成するとともに、府内の医療機関と教育、研究、治療面における連携を深め、地域医療を支える医療人を輩出するための拠点として中核的な役割を果たす。 ※コメディカル：臨床検査技師、放射線技師等の医師、看護師以外の医療従事者 (イ)府と連携して医師確保困難地域はもとより、府内における医師確保に積極的に取り組むため、卒前、卒後教育を充実し、研修医、専攻医等を確保するとともに、医科大学医療センターの機能強化等を行い、各地域の適正な医師確保に貢献する。 (ウ)地域医師確保のための推薦入学を実施し、一般学生についても臨床教授制度を活用し、地域医療機関における臨床実習を積極的に導入することにより、地域医療に使命感を持ち、地域貢献のできる医師を育成する。 (エ)大学・地域一体型の医師、看護師によるチーム医療教育を推進し、地域の医療人の確保はもとより地域における「チーム医療」を充実する。 (オ)府立医科大学関係病院等協議会と連携し、卒後教育の総合的なネットワークを構築し、地域に根ざした医師を育成する。 (カ)医学科学生の府内定着率70%以上、看護学科学生については、府内定着率65%以上を目指す。 <u>(キ)府内での医師の配置に考慮しながら、医師として最初に勤務する初期臨床研修後の研修医の府内定着率80%以上を目指す。</u> (ク)京都府の地域医療確保奨学金制度を活用し、地域医療を担う医
---	---

(ウ)府や市町村等が実施する医療・保健・福祉に関する政策形成・調査や疾病の予防・健康づくりのための活動を支援する。 4 医科大学附属病院に関する目標 (1) 臨床教育等の推進 ア 地域医療に関心を持つとともに、高度な専門知識や技術、豊かな人間性と倫理観を兼ね備えた信頼される、医師、看護師をはじめとする医療人を育成する。 イ 大学附属病院として、関係病院と連携し、卒前・卒後を含め、幅広く充実した臨床教育及び実習の中心的役割を果たす。 (2) 医療サービスの向上 ア 患者サービスの向上を図るとともに、患者本位の安全で安心な医療の提供を図る。 イ 情報管理体制の整備を図り、医療情報を適正・厳格に保護・管理する。 (3) 高度で安全な医療の推進 研究成果を診療に反映させるとともに、世界トップレベルの医療を提供する。 (4) 地域医療への貢献 ア 府民の生命と健康を守る中核的医療機関として、他の医療機関等との連携を密にし、地域における医療・保健・福祉の向上に貢献する。 イ 府民に適時・適切な医療が提供できるよう、病病連携・病診連携を強化する。 ウ 地域における薬剤師や栄養士等の育成を積極的に進め、地域医療の充実に貢献する。 (5) 政策医療の実施 京都府の政策医療の中核病院としての機能を担い、新たな医療問題や政策課題に迅速に対応する。	学生を確保する。 (ケ)新外来診療棟に整備予定の予防医学センターを中心に、府と連携して、生活習慣病や介護予防対策、健康に資する自主活動の推進等の方策を効率的かつ効果的に推進する。 4 医科大学附属病院に関する目標を達成するための措置 (1) 臨床教育等の推進 ア 専攻医・研修医等の臨床教育環境の整備に努め、臨床教育の一層の充実を図ることにより、優れた人材を確保する。病院群臨床研修プログラム研修医を確保する。 イ プライマリケアへの理解を深め、患者を全人的に診ることができる基本的能力を修得し、地域医療・チーム医療の重要性を認識した医師、看護師をはじめとする医療人を育成する。 ※プライマリケア：国民のあらゆる健康、疾病に対し、総合的・継続的に対応する地域の政策と機能。 ウ 幅広い教養と高い倫理観を持った優れた医療人を育成するための卒前及び卒後研修プログラムを提供する。 (2) 医療サービスの向上 ア 医療安全管理を推進し、院内感染防止対策を充実する。 イ 質の高い医療機器維持管理システムを確立する。 ウ 新外来診療棟の整備を契機に、臓器別・疾病別にメディカルセンターを整備し、より最適な医療を提供する。 エ ゆとりのある空間を確保し、安全で安心できる医療環境を提供する。 オ 電子カルテの導入により、再診予約システムを整備する。 カ <u>患者満足度調査などにより患者ニーズを把握し、全体的な満足度について、入院：90%以上、外来：80%以上を目指す。</u> キ 電子カルテシステムの導入により、医療情報を厳格な保護のもと、迅速で適正な管理体制として整備する。 (3) 高度で安全な医療の推進 ア 基礎研究を臨床に橋渡しする高度なトランスレーショナルリサーチを推進する。 イ <u>再生医療等の高度な医療を積極的に推進し、先進医療の承認申請を10件以上行う。</u> ウ がん制圧センターとの連携、病院スタッフの協働により、研究成果をがんの診断・治療成果の向上につなげる。 (4) 地域医療への貢献 ア <u>地域医療連携室の体制強化を図り、紹介による新規患者の積極的な受入れや、紹介医へのタイムリーな報告、逆紹介の励行、後方支援病院の開拓を進めるとともに、長期入院患者を中心とした退院援助の取組を強化し、患者紹介率を50%以上とする。</u> イ 看護職者、薬剤師、栄養士等地域の医療従事者への研修支援や最新医療情報の提供を行う。 (5) 政策医療の実施 ア 府民医療のラストリゾートとして府民の信託に応えるため、肝疾患など診療連携拠点病院を目指す。 イ 小児難治性疾患から子どもを守り最先端医療を提供するため、外来診療棟整備の中で「小児医療センター」を整備する。 ウ 都道府県がん診療連携拠点病院として、がん医療の均てん化を図るため、府内7カ所の地域がん診療連携拠点病院と連携し、教育・研修を実施しながら、がんの集学的治療やがん緩和医療を推進する。 エ 府内における周産期医療の整備に適切な役割を担う。
---	---

(6) 病院運営体制の強化と健全な経営の推進 ア 管理運営体制の充実・強化を図るため、病院長を中心とした機動的な運営が可能となる組織編成を実施するとともに、医事部門・医療情報部門など専門性の高い業務分野の強化を図る。 イ 病院運営に関する経営目標を明確化するとともに、効率・効果的な病院経営と、健全な財務体質の確保を図る。 5 国際交流に関する目標 (1) 国際的な相互交流を積極的に進め、国際的な視野を持って活躍できる人材を育成する。 (2) 研究者の受入れや派遣、共同研究の推進、学生の相互交流など国際的な教育研究交流の推進を図る。 第3 業務運営の改善等に関する事項 1 運営体制に関する目標 (1) 業務改善 業務についての適切な評価と見直しを行い、教職員の意識改革を進めるとともに、業務運営の透明性の向上を図る。 (2) 運営体制の改善に関する目標 ア 理事長と学長のリーダーシップによる迅速な意思決定のもとで、戦略的かつ効果的な法人・大学運営に取り組むとともに、各部門における権限と責任を明確にして、機動力のある組織体制を構築し、絶えず改善を図る。	オ 府内における感染症医療の拠点としての役割を果たす。 (6) 病院運営体制の強化と健全な経営の推進 ア 全ての職員が病院の理念、基本方針の実践を共有し、病院運営に携わることを目指す。 イ より多くの人に高度な医療を提供するため、特定機能病院に相応しい診療の重点化を図る。 ※ 特定機能病院：高度な医療を提供する病院として厚生労働大臣の承認を受けた病院 ウ 業務の委託化や事務作業補助者の導入等を進め、医師及び看護師が診療・看護業務に専念できるような環境を整備する。 エ 患者の利便性等に配慮しつつ院外処方をもっと推進する。 オ <u>病床管理及び入退院受付業務一元化の検討など、病床の効率的な運用により新規入院患者の確保を図り、病床利用率を90%以上に上げる。</u> カ <u>医薬品の同種同効品の整理、医薬材料の適正使用や在庫管理の徹底、標準化を進めるとともに、専門コンサルタントの活用等により、医薬材料比率を35%以下に下げる。</u> 5 国際交流に関する目標を達成するための措置 (1) 海外の大学との協定（連携）を積極的に進めて、相互学生派遣を推進する。 (2) 受入れ留学生の支援窓口を明確にするなど、国際交流支援体制を確立し、生活・学習支援を充実する。 (3) 国際交流推進に係る競争的資金の活用を目指す。 (4) 3大学連携による留学生受入れ・支援の共同実施を検討する。 (5) 国際的な共同研究、研究交流プロジェクトづくりや、国際シンポジウムの実施などを通じて、学術・人的交流を推進する。 (6) 京都府の実施する国際交流事業に協力するとともに、財団法人京都府国際センターとの連携を図る。 (7) 医科大学においては、国際学術交流センターを中心に、国内外の大学、大学院、研究機関等との連携及び学術交流を積極的に推進する。 (8) 府立大学においては、国際交流委員会を中心に、国際交流の推進施策等を企画実施する。 第3 業務運営の改善等に関する事項 1 運営体制に関する目標を達成するための措置 (1) 業務改善を図るための措置 2 大学を運営する法人として、両大学の目的意識、問題意識を共有化し、外部委員等の意見も取り入れ、民間の活力も活かしながら大学運営の透明化、活性化を図る。 (2) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 ア 理事長のリーダーシップのもとで、両大学の教育研究の特性を考慮しつつ、戦略的・重点的に資源配分が実施できる仕組みを構築する。 イ 理事長と学長がリーダーシップを発揮できるよう、それぞれの役割分担を明確にするとともに、定期的な調整会議の開催など意思疎通を緊密化する。 ウ 各理事が担当職務を円滑に行うために、それを支える事務組織を強化する。 エ 学長と部局長等が協力・連携して大学運営にあたるとともに、職務に応じた権限と責任の明確化を図り、必要なリーダーシップを発揮することにより、学長及び部局長等を中心とする執行体制を強化する。 オ 大学の基本的戦略を実現し、学長のリーダーシップを側面的に
--	--

イ 教学と経営との適切な役割分担を行いつつ、経営審議会及び教育研究評議会等の諸機関を円滑に機能させ、戦略的、機能的な組織運営を図る。 ウ 府民に対する説明責任を果たし、透明性の確保と、社会ニーズを適切に反映させる業務運営を進めるため、外部有識者等の積極的な参画と運営状況の積極的な公開を図る。 2 教育研究組織に関する目標 教育研究組織が、その目的・目標に即して機能し、運営されているか、常に点検・検証するとともに、柔軟かつ機動的に組織の改革や教職員配置の改善を行う。 3 人事管理に関する目標 (1) 評価制度・システム等 教職員の業績を適正に評価するシステムを構築し、評価結果を業務の質の向上につなげられる体制を整備する。 (2) 効率的配置 法人や大学の業務を戦略的かつ効率的に遂行するため、組織の見直しと教職員の柔軟な配置を行う。 (3) 雇用・勤務形態等 柔軟性に富んだ勤務形態や雇用などを通じて、高度な専門性や豊かな経験を持った優秀な人材の確保を図るとともに、透明性の高い雇用制度を構築する。 (4) 教職員の育成 能力開発や人材育成制度の充実を通じて、高度な専門知識・経験を持つ教職員を育成する。	サポートするため、両大学に副学長を設置する。 カ 学内の委員会組織や事務組織のあり方を常に点検・検証し、必要に応じて組織の柔軟な設置・改廃を行う。 キ 経営審議会と両大学の教育研究評議会の役割分担を明確にし、機能的な運営を行う。 ク 大学運営の透明化を高めるとともに、社会ニーズを適切に把握するため、学外各層の専門家等を活用する。 ケ 運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会、経営審議会及び教育研究評議会の議事内容をホームページで公開する。 コ 大学運営の点検・検証を行うため、自己点検・評価の実施と内部監査体制を整備する。 2 教育研究組織に関する目標を達成するための措置 (1) 学術の進展や府民のニーズを踏まえた教育研究の重点化に取り組み、教員配置を弾力的に行うなど、柔軟に教育研究組織の改編を行う。 (2) 重点的研究テーマの推進体制等については全学的な視点から戦略的に対応するとともに、地域連携、産学連携など共同研究や受託研究を機動的に実施できる体制を整備する。 3 人事管理に関する目標を達成するための措置 (1) 評価制度・システム等 ア 教員の多様な実績が公正に評価されるよう、教育活動、研究活動、学内運営、社会貢献などの諸活動を要素とする業績評価システムを構築する。 イ 教員以外の職員については成績評価制度を導入し、業務の質の向上につなげる。 (2) 効率的配置 新たな分野や重要課題への対応のため、教育研究や社会状況の進展・変化に合わせて絶えず組織の見直しを行うとともに、弾力的かつ適正な人員配置を行う。 (3) 雇用・勤務形態等 ア 多様で優秀な人材を確保するとともに効果的な人員配置を行うため、雇用形態・勤務形態・給与形態など柔軟性に富んだ人事制度を構築するとともに、任期制の検討や公募制を活用して、教育研究を活性化する。 イ 教職員が持てる力を十分に発揮し、地域社会に貢献できるよう、兼業・兼職制度を整備するとともに、制度を適切に運用する。 ウ 特任教員、客員教員制度等を活用し、優れた学識、経験等を有する人材を確保する等、教員及び研究員の人的交流の拡大や学術研究の進展及び教育の充実を図る。 (4) 教職員の育成 ア FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）等を効果的に実施し、教職員の教育力と専門的能力を向上させる。 ※SD：大学職員の資質向上、能力開発の取組のこと イ 病院業務について、医療事務に精通した専門職員等を育成する。 ウ 大学運営に関する専門知識と能力を持った職員を育成する。 エ 事務職員等の人材育成と専門性向上のため、派遣職員から固有職員への転換や他大学等との人事交流の可能性について検討するとともに、事務職員等が専門職能集団として大学運営に参画・貢献していくために、研修制度を充実する。
--	---

4 事務等の効率化に関する目標 (1) 1 法人 2 大学の特性を最大限に活かし、共通する事務部門を統合し、効率的な運営を行う。 (2) 情報通信技術の活用等による効果的な事務処理方法を推進して効率的な法人運営を図るとともに、外部委託等の導入を図るなど徹底的な業務内容の見直し等を行い、業務の効率化・簡素化を進める。 第4 財務内容の改善に関する事項 自主・自律的な大学運営、情報の公開による透明性の確保、責任ある執行体制、企業会計原則に基づく財務会計制度による効率的・機動的な事務執行等、法人化の利点を最大限に活かす大学経営を行う。 1 収入に関する目標 (1) 学生納付金・病院使用料等 授業料や病院使用料・手数料等については、府立の大学・病院としての役割や適正な受益者負担の観点からその妥当性を検証し、適宜見直しを行う。 (2) 外部研究資金等の積極的導入 ア 研究内容の高度化等に対応するため、競争的資金獲得に積極的に取り組むとともに、産学公連携による共同研究や受託研究等を推進する。 イ 大学の特性を活かした自主事業等による財源の確保に取り組む。 2 経費に関する目標 徹底的な業務の見直しを推進し、効率的な運営を行うことによって、経費の抑制を図る。 3 資産運用に関する目標 法人の資産（土地、施設・設備等）の実態を常に把握・分析し、効率的・効果的な運用を図る。 第5 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 1 評価の充実に関する目標 (1) 教育研究活動及び業務運営等に関する自己点	4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置 (1) 教職員の人事、職員研修等業務及び出納業務など、両大学に共通した業務を法人本部に集約し、事務部門の効率化を図る。 (2) 法人本部及び両大学間における各種システムの共通化・共有化を図ることにより、事務処理の省力化・迅速化・簡素化・効率化を進める。 (3) 大学管理業務及び病院業務において、固有職員や臨時職員、外部委託の導入等、業務内容に応じた適切な手法を導入することにより、事務機能を強化する。 (4) 業務内容の見直しを定期的に行い、業務の効率化を図るとともに、新たな課題に果敢に取り組み、状況に応じて適切に対応できる柔軟性と機動性の高い事務組織を構築する。 第4 財務内容の改善に関する事項 中長期的な視点に立ち、法人化の利点を最大限に生かす大学経営を行い、財務内容の改善を進め、経営基盤の安定を図る。 両大学及び附属病院の会計を区分し、それぞれの経営改善努力の成果を可視化するとともに、経営改善の成果を分かりやすく府民に公表する。 1 収入に関する目標を達成するための措置 (1) 学生納付金・病院使用料等 授業料等の学生納付金、病院使用料・手数料については、公立大学法人の特性を考慮しつつ、適正な受益者負担の観点から、毎年その妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、利便性向上の観点から、学生納付金の口座振替など、多様な納入方法を導入する。 (2) 外部研究資金等の積極的導入 ア <u>外部研究資金及び競争的研究資金の獲得に向けた支援体制を整備しつつ、中期目標期間中に獲得件数を10%以上増加させる。</u> イ 講演会及び研修会等の実施に当たっては、それぞれの開催目的や対象者等を勘案し、受講料及び参加料等の適切な負担を求める。 ウ 施設の有効活用の観点から、教育研究活動に支障を来さない範囲で、一定の利用者負担を前提とした学外への施設開放を進める。 エ 大学が保有する機器、情報、技術等を外部に提供する場合の使用料の徴収など、新たな収入の確保に取り組む。 2 経費に関する目標を達成するための措置 (1) 限られた財源を効果的に活用するため、大学経営において選択と集中を行うことにより重点的かつ戦略的な資金の配分を行う。 (2) 業務の集約化、複数年契約の導入、一般競争入札の原則実施、一括購入方式の推進等により、維持管理経費の削減を図る。 (3) 情報のネットワーク化、文書の電子化及びペーパーレス化の推進等により、事務経費を節減する。 (4) 使用エネルギーの実態を把握・分析するとともに、全学的に省エネルギーに対する意識啓発を進め、その抑制を図る。 3 資産運用に関する目標を達成するための措置 (1) 大学内の施設、設備等のより効率的な利用を図るため、学部・研究科及びキャンパスを越えた共同利用の一層の活用を図る。 (2) 全学的な視点による施設、設備・機器等の共同利用や維持管理を行い、資産の有効活用を図る。特に、高額な研究・医療機器等については、その利用実態を点検し、学外との共同利用も検討する。 第5 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (1) 中期計画・年度計画に係る目標項目を点検・評価項目として位置
---	--

検・評価を定期的実施するとともに、認証評価機関等による評価を受ける。 (2) 自己点検・評価及び外部評価の結果については、教育研究活動及び法人運営の改善に迅速に反映させるとともに、またその内容を速やかにかつ積極的に公表する。 2 情報公開等の推進に関する目標 広報体制の整備・充実を図り、法人の運営や教育研究等について、開かれた大学として積極的に情報を公表し、府民に対する説明責任を果たす。	づけるとともに、アンケートの実施等により、学生等のニーズを的確に把握することにより、自己点検・評価の基礎となる大学諸活動のデータベース整備を行う。 (2) 認証評価機関の指定する評価基準による自己点検・評価を実施するとともに、認証評価を平成 22 年度までに受ける。 (3) 医科大学附属病院は、平成 22 年度に（財）日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審する。 (4) 評価の結果及び改善策・改善結果等をホームページ等で学内外に積極的に公表する。 (5) 評価結果をもとに改善のための課題を明確化するとともに、計画的に改善する。 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 (1) 教育・研究・医療・地域貢献等の活動状況、財務・組織・管理運営に関する情報を、分かりやすく府民等に発信し、法人及び大学運営の透明性を高める。 (2) 情報の収集や発信を一元的に行うなど広報体制を強化し、記者発表の積極的な実施、ホームページの充実、魅力ある広報誌の作成等により、積極的に情報を提供する。 (3) 大学における適正な個人情報の保護を図るとともに、財務状況や事業内容を分かりやすく開示する。 (4) 同窓会や後援会との連携・協力を深め、卒業生・保護者への情報提供を強化する。 (5) 教育の具体的内容や卒業生の進路状況に関する情報等、教育関連情報を積極的に公開する。
第 6 その他運営に関する重要事項 1 施設・設備の整備・活用等に関する目標 既存の施設や設備の利用状況等を調査点検し、教育研究施設等の有効活用を図るとともに、中長期的な視点に立って、計画的な施設・設備の整備・改修を進める。 2 安全管理に関する目標 (1) 緊急時に迅速かつ的確に対応できるように、危機管理体制を整備する。 (2) 安全管理体制を整備するとともに、教職員や学生等に対する安全教育を推進する。 (3) 災害時に大学の資源を地域に還元することができるよう、日頃より地域や関係機関との連携等を図る。 3 社会的責任に関する目標 (1) 環境への配慮に関する目標	第 6 その他運営に関する重要事項 1 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 (1) 既存の施設・設備の整備・利用状況を調査点検し、全学的な視点から、共同利用や産学公連携による利用等の有効活用を図るとともに、バリアフリーの視点から、誰もが使いやすい施設を目指す。 (2) 府立大学においては、耐震診断に基づく耐震補強工事を含め、老朽化・狭隘化している施設・設備の整備や 3 大学連携施設の整備が進められるよう、施設の利用や整備に係る中長期的な考え方をとりまとめ、京都府の理解を得ながら計画的に取り組む。 (3) 医科大学においては、附属病院外来診療棟等の完成後、病棟再編等施設のあり方を検討する。 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 (1) 大学において発生する様々な危機事象に迅速かつ的確に対処するため、両大学における危機管理体制及び対処方法を定める。 (2) 施設・設備等の安全点検・整備、防火・防災訓練の実施や大規模災害に備えた各種マニュアルの再点検・整備等を通じて、学生及び教職員の安全意識の向上を図る。 (3) 情報セキュリティ・ポリシーを策定し、学内の情報セキュリティ管理体制の整備と情報管理の適正化を図るとともに、情報システム利用に関する講習会・研修会を実施するなど、教職員及び学生の情報リテラシーの向上を図る。 (4) 労働安全衛生法、消防法等の関連法令を踏まえた、全学的な安全管理を進める。 (5) 化学物質等の適切な管理及び廃棄物の適正な処理を行う。 (6) 日頃から地域や関係機関との連携、調整を密接に行い、防災計画等を策定する。 3 社会的責任に関する目標を達成するための措置 (1) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

環境問題に関する教職員や学生の意識の啓発を図るとともに、環境への負荷の少ないものに改善するなど、環境に配慮した大学運営を図る。 (2) 法人倫理に関する目標 ア 法令遵守の徹底と人権の尊重や男女共同参画の推進を図り、大学の社会的責任を果たす全学的な体制を整備する。 イ 個人情報保護体制を整備し、個人情報の適正な管理を図る。	ア 環境問題に対する教職員及び学生の意識を高め、環境に配慮した機器及び物品等の使用・購入、省エネルギー対策やごみ減量対策の取組等を積極的に進めるとともに、廃棄物を適正に処理する。 イ 環境問題への取組の成果をとりまとめて報告書を策定し、公表する。 (2) 法人倫理に関する目標を達成するための措置 ア 役員及び教職員が法令や社会規範を遵守した活動を行い、大学の使命や社会的責任を果たすことができる法人運営を行うため、ガイドラインの策定や啓発のための研修会の実施など、法令や倫理を遵守する仕組みを構築する。 イ 男女共同参画社会の推進を図るために、教職員が働きやすいように勤務環境の条件を改善・整備する。 ウ 基本的人権の尊重や人権侵害の防止に対する教職員及び学生の意識を高めるため、定期的に人権に関する研修や啓発活動等を実施する。 エ セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント等を防止するため、相談員による相談など体制の整備を進める。 オ 京都府個人情報保護条例に基づき、学生・患者情報等に関する文書及びデータベースなどの適正な管理に必要な措置を講じる。
--	--

第7 その他の記載事項

1 予 算

平成20年度～平成25年度 予算(見込み)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金(京都府償還負担金含む)	59,795
自己収入	131,552
授業料及び入学金検定料収入	12,375
附属病院収入	118,847
財産処分収入	60
雑収入	270
受託研究等収入及び寄附金収入	7,933
長期借入金収入	8,815
計	208,095
支 出	
業務費	171,479
教育研究経費	28,981
診療経費	116,846
一般管理費	25,652
財務費用	1,133
施設整備費等	10,563
受託研究等研究経費及び寄附金事業費等	7,933
京都府償還負担金	14,853
長期借入金償還金	2,134
計	208,095

予算は一定の仮定の下に試算した数値により見込んだものであり、今後、業務運営の更なる改善及び効率化に取り組むことにより、より一層の収支改善に努める。

なお、各事業年度の運営費交付金についても、上記の考え方の下、予算編成過程において決定される。

[人件費の見積]

- 1 京都府の平成17年3月策定の「経営改革プラン」における「給与費プログラム」も踏まえ、中期目標期間中総額88,431百万円の支出を見込んでいる。(退職手当を除く)
- 2 退職手当については、京都府公立大学法人教職員退職手当規程に基づいて支給するが、運営費交付金として措置される額については、予算編成過程において決定される。

2 収支計画

平成20年度～平成25年度 収支計画(見込み)

(単位:百万円)

区 分	金額
費用の部	201,904
經常費用	201,904
業務費	179,642
教育研究経費	3,475
診療経費	61,129
受託研究費等	2,387
役員人件費	132
教員人件費	36,701
職員人件費	64,636
一般管理経費	11,182
京都府償還負担金	14,853
財務費用	1,133
雑損(消耗品費(受贈物品))	400
減価償却費	5,876
臨時損失	0
収益の部	204,641
經常収益	204,641
運営費交付金収益(京都府償還負担金含む)	58,583
授業料収益	10,443
入学金収益	1,374
検定料収益	318
附属病院収益	118,847
受託研究等収益	2,387
寄附金収益	5,246
雑益	330
資産見返勘定戻入	1,152
資産見返物品受贈額戻入	3,155
物品受贈益	400
債権受贈益	2,406
臨時利益	0
純利益	2,737
総利益	2,737

収支計画は一定の仮定の下に試算した数値により見込んだものであり、今後、業務運営の更なる改善及び効率化に取り組むことにより、より一層の収支改善に努める。

[純利益について]

診療収入等に関する債権受贈益や、棚卸資産に関する受贈益等の影響により純利益が生じている。

3 資金計画

平成20年度～平成25年度 資金計画(見込み)

(単位:百万円)

区 分	金額
資金支出	211,953
業務活動による支出	183,266
投資活動による支出	10,567
財務活動による支出	3,267
京都府償還負担金	14,853
翌年度(次期中期目標期間)への繰越金	0
資金収入	211,953
業務活動による収入	203,138
運営費交付金による収入(京都府償還負担金含む)	59,795
授業料及び入学金検定料による収入	12,375
附属病院収入	118,847
受託収入	2,387
寄附金収入	5,546
その他の収入	4,188
投資活動による収入	0
財務活動による収入	8,815
前年度(前中期目標期間)よりの繰越金	0

資金計画は一定の仮定の下に試算した数値により見込んだものであり、今後、業務運営の更なる改善及び効率化に取り組むことにより、より一層の収支改善に努める。

4 短期借入金の限度額等

(1) 短期借入金の限度額

ア 限度額
25億円

イ 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要な対策費として借り入れすること。

(2) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

(3) 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

(4) 京都府公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項

ア 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
外来診療棟等施設設備	総額 6,555	運営費交付金及び 長期借入金

イ 人事に関する計画

第3の3「人事管理に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

ウ 積立金の使途

なし

5 収容定員

平成 2 0 年度	医科大学	医学部医学科	6 0 3 人
		医学部看護学科	3 3 0 人
		医学研究科 保健看護研究科	3 0 0 人 1 2 人
	府立大学	文学部 公共政策学部 生命環境学部	4 1 0 人 1 0 0 人 2 0 4 人
		文学研究科 公共政策学研究科 生命環境科学研究科	5 8 人 1 6 人 8 5 人
		福祉社会学部 人間環境学部 農学部	2 2 0 人 2 8 6 人 3 4 8 人
		福祉社会学研究科 人間環境科学研究科 農学研究科	1 2 人 3 3 人 6 4 人
		平成 2 1 年度	医科大学
医学部看護学科	3 3 0 人		
医学研究科 保健看護研究科	3 0 0 人 1 2 人		
府立大学	文学部 公共政策学部 生命環境学部		4 0 5 人 2 0 0 人 4 1 4 人
	文学研究科 公共政策学研究科 生命環境科学研究科		5 7 人 3 2 人 1 7 0 人
	福祉社会学部 人間環境学部 農学部		1 5 0 人 1 9 6 人 2 3 2 人
	福祉社会学研究科 人間環境科学研究科 農学研究科		2 人 6 人 1 0 人

平成 2 2 年度	医科大学	医学部医学科	6 1 3 人
		医学部看護学科	3 3 0 人
	府立大学	医学研究科	3 0 0 人
		保健看護研究科	1 2 人
		文学部	4 1 2 人
		公共政策学部	3 0 6 人
平成 2 3 年度	医科大学	生命環境学部	6 3 2 人
		文学研究科	5 7 人
	府立大学	公共政策学研究科	3 6 人
		生命環境科学研究科	1 8 5 人
		福祉社会学部	7 5 人
		人間環境学部	9 8 人
平成 2 4 年度	医科大学	農学部	1 1 6 人
		医学部医学科	6 1 8 人
	府立大学	医学部看護学科	3 3 0 人
		医学研究科	3 0 0 人
		保健看護研究科	1 2 人
		文学部	4 2 1 人
平成 2 4 年度	医科大学	公共政策学部	4 1 2 人
		生命環境学部	8 5 0 人
	府立大学	文学研究科	5 7 人
		公共政策学研究科	3 6 人
		生命環境科学研究科	1 8 5 人
		文学部	4 2 1 人
平成 2 4 年度	医科大学	公共政策学部	4 1 2 人
		生命環境学部	8 5 0 人
	府立大学	文学研究科	5 7 人
		公共政策学研究科	3 6 人
		生命環境科学研究科	1 8 5 人
		文学部	4 2 1 人

平成 2 5 年度	医科大学	医学部医学科	6 2 8 人
		医学部看護学科	3 3 0 人
	府立大学	医学研究科	3 0 0 人
		保健看護研究科	1 2 人
		文学部	4 2 1 人
		公共政策学部	4 1 2 人
		生命環境学部	8 5 0 人
		文学研究科	5 7 人
		公共政策学研究科	3 6 人
		生命環境科学研究科	1 8 5 人

※府立大学では平成 2 0 年度に学部・学科が再編されたため、平成 2 2 年度までは新旧の学部・学科が併存することとなる。